

意見書案第 11 号

社会福祉法等改正法の廃止を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出します。

令和 8 年 7 月 3 日

大津市議会議長

川 口 正 徳 様

提 出 者 杉 浦 智 子

柏 木 敬友子

小 島 義 雄

社会福祉法等改正法の廃止を求める意見書

質の高い福祉サービスの確保と社会福祉事業等の安定した経営基盤を確立するとして、第 221 回特別国会において社会福祉法等改正法が成立した。

中でも介護保険制度は、日常生活を送る上で助けが必要になった時に必要なサービスを保障して、全国の介護を必要とする本人や家族を支える重要な社会基盤である制度であるが、今回の改正法には、制度の根幹を揺るがしかねない内容が盛り込まれている。

それは今、訪問介護事業所がゼロか、残り 1 か所しかない自治体が、全国の自治体の 4 分の 1 に迫る介護崩壊という現状となっている。にもかかわらず改正法では、人口減少地域の介護サービスの人員基準を緩めたり、要介護 5 の重度の人まで保険給付から外して、自治体による安上がりな事業に置き換えることで制度崩壊の危機を糊塗しようとしている。

改正法では、中山間地や人口減少地域を対象に特定地域サービスを新設するとしている。訪問介護など在宅サービスや特養ホームなどの人員配置基準（管理者や専門職の常勤・専従要件、夜勤要件）が緩和される。また訪問介護や通所介護の介護報酬は、1 回毎の出来高払いから特定地域サービスでは、月単位の定額制も導入するとしている。

さらに、要介護 1 から要介護 5 の在宅介護サービスを保険給付から外し、自治体の事業（地域支援事業）に移すことが可能な仕組みも盛り込んでいる。

財源は介護保険ではあるが、必要に応じて提供される保険給付ではないため、事業費の枠内でのサービスに質も量も切り縮められ、人員配置基準は規定がないなど、車椅子や寝たきりの中・重度の人まで保険給付が受けられなくなるという重大な事態が危惧される。

人口は減少しても、要介護認定率が高まる 80 歳以上人口は増えていく市町村が少なからずある。実態を精査し介護事業所の充実を図る施策こそ必要であり、介護事業所の人員基準が緩和されれば、介護職員は減ることになり、現行サービスを維持するだけでも職員の負担は増加するだけで、新規の受け入れもできなくなる。

その上、住宅型有料老人ホームに新型ケアマネジメントを創設し、有料化することも盛り込まれている。地域だけでなく、在宅の居住形態によってサービス基準や利用料負担が異なるのは、介護保険制度の基本原則である給付の平等性、公平性を損なう。

このように今回の改正法は介護保険の根幹である要介護認定者が保険給付を受ける権利を損なうもので、契約違反と言わざるを得ない。

よって、国及び政府においては、社会福祉法等改正法を廃止することを強く求める。

以上、地方自治法 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 8 年 7 月 3 日

大津市議会議長 川 口 正 徳

内閣総理大臣

厚生労働大臣

衆議院議長

参議院議長 あて